

注(5) 初夏の江戸では「目には青葉山ほととぎす初鯉」と初鯉が珍重されたが、仙台では鮪〔しび、仙台まぐろとも呼ばれた〕が賞味された。

注(6) 漢字としては「と」と「ず」の2音だけで訓がない。名詞では甘棠〔あまなし・やまなし・こりんど〕。動詞では塞ぐ・閉ぢること。また人名に用いる、杜甫など。杜絶〔とぜつ〕・杜撰〔ずさん〕・杜多〔ずだ。僧のこと。今は頭陀とも書く〕等の熟語がある。「森」の意味と読みもない。「もり」と読む場合は国字(作字)である。国字には古いものが多いが、古さと由緒とは関係がない。「万葉集」に「不念乎思常云者大野有三笠社之神思知三」〔思はぬを思ふといはば大野なる三笠の社〔もり〕の神し知らさむ〕(「国歌大観」及び「新訓万葉集」の561番)の「社」〔もり〕の字を「桂本」では「杜」と書いているが、社の草書体が杜と類似していることから誤まり宛てられたものであるとして、佐々木信綱その他の研究者が訂正を加えている。「杜」〔もり〕の国字の発生も「社」が母体となったもののようである。

資料 松島大観(山下重民)

〔森の市：「尚志会雑誌65号(明治38,3.6)」『百鳥うたふ森の市……森の市は仙台市に名づけたる新熟字なり、市内樹木多くあたかも森の市の如し、因てかくは名づけぬ。(尚志会の歌公募選外作)』〕

70 仙台の正午のドン

問 仙台では正午のドンがいつ始まって、いつまで行われたか。

答 もと鎮台〔後の師団〕所在地で、陸軍自らが諸部隊の時刻を規正する必要上、正午を号報するため火砲を発射したことを号砲と称し、民間では俗にドンと呼んでいました。明治4年8月に地方軍団として東京・大阪・鎮西・東北の4鎮台が置かれましたが、最初にドンを実施したのが東京でした。

「兵部省伺」の『旧本丸中ニ於テ屋十二字大砲一発ツツ毎日時号砲執行致シ、且諸官員ヨリ府下遠近ノ人民ニ至ルマテ、普ク時刻ノ正当ヲ知り易クシ、以テ各所持スル時計モ正信ヲ取ル所有之様致度』

に対し、8月29日付太政官布告が次の通り出されています。『旧本丸ニ於テ来ル九日ヨリ、屋十二

字、大砲一発ツツ、毎日時号砲執行候条為心得相達候事』。仙台に於ては、これより遅れて11月

12日からドンが開始されました。「仙台県庁東北鎮台関係文書」(宮城県図書館蔵)に『来ル十二日鎮台兵徒白石当営ニ引纏候事。一、来ル十二日ヨリ日々正午時号砲一発相用候事。但日曜日ハ不相用候事。右二廉〔ふたかど。廉は箇条〕及御達也。十一月十日、鎮台本営。右之通相達候也。十一月十日、県庁』とあるように、東北鎮台を国分町から二の丸跡に移し、即日虎ノ門附近に砲1門を据

付け午砲を始めたのであります。このことを「仙台市史」(明治41年刊)に『明治4年東北鎮台本営を11月12日、城内伊達氏の私邸へ移し……同日より日々正午を以て午砲を発射する旨達せらる』⁽¹⁾

と記しています。時計の普及など思いもよらなかった時代、特にその開始の頃は旧暦による時法の行われていた時代で、時刻を知る方便の少なかった頃でした。号砲は、軍自体の必要をみたとともに所在地の全市民は勿論、周辺町村〔涌谷・前谷地辺まで聞えた〕に対する時報サービスともなったものです。

号報時刻の正確を期するには非常な苦心を要したところで、それは何によったかについて、「伊達家史叢談」巻之5（伊達邦宗）に『第二師団ニ於テ日々正午ヲ報ズル号砲ハ、同師団司令部ニ備付アル経線儀（英語ニテ「コロノメートル」トイフ）ニ拠リテ合図ヲ為スモノナリ、抑モ経線儀トハ経度ヲ測定スルノ具ニシテ、又、時計ノ用ヲモ兼ヌ。其器械精良ナルヲ以テ、時ヲ示スノ正確ナル、普通ノ時計ノ比ニアラズ。…此ノ器ハ北米ニューヨーク市ノキーンソン会社ノ製作ニ係ルモノニシテ、元ト仙台城ニ在リシモノナルガ城ヲ政府ニ引継ギシ時、其ノ建物ト共ニ官ニ引継ギ、今日ニ及ベルモノナリ』。また「東北の電信電話史」に『電信局（郵便局で兼営）〔明治6年国分町に設置〕の時報は、その地方唯一の標準になっていた。正午時の通報は、東京回線を通じて正午1分前一般の通信を止めて一斉に電鈴を鳴らし、それが終わった瞬間を正午とした。仙台師団では、司令部大手門の上手にある旧青葉山中腹に大砲一門を備え、毎日正午に市内に向けて真然一発、時を知らせたのであり、市民はドンといった。このドンを正確にする方法は、毎日正午前、師団から騎兵一人が伝票を持って電信の窓口に来て待機し、局側では局舎楼上に登ってストップウォッチを片手に青葉山の午砲の煙のあがるのを望見し、電信回線の電鈴が鳴り止む時間差を比較して、何秒前、何秒後と伝票に記入して待機している兵に渡したのである。』とあることによって知ることができます。号砲用野砲は、旧巽門〔たつみもん〕と寅の門〔とらのもん〕の中頃に工兵隊〔追廻しの向い側〕に向けて据付けてあったようです。このことについて、明治41年2月26日付の河北新報に次のような記事があります。『師団司令部にて毎日発射する午砲の音響にて、工兵第二大隊の硝子窓破損すること夥しきにより、位置を転換せんとて、昨日調査せしに、現在の口向位置より動かす時は、控訴院〔現高裁〕、もしくは第二高等学校〔現東北大学片平丁敷地〕に真向となり、影響甚しかるべしとの事にて転換見合せとなりたり。』

ドンは市民の生活時間を規制するものとして、半世紀の間正午の時を報じ続けました。生活と如何に密着したものになっていたかは、「対物宮城の最」（明治15）に『耳馴レタ物 鎮台ノ号砲新聞ヤノ重禁錮』とあるのを見ても知ることができます。また、明治大正の文学作品によく現われてくるのも、一つの証左であります。漱石の作品中にも『先生と大きな声をされると腹が減った時に丸の内です（どん）を聞いたような気がする』（坊ちゃん）、『白日天に中して万戸に午砲（どん）の飯〔いい〕を炊〔かし〕ぐとき……』（虞美人草）などがあります。しかし、第一次大戦が終結をつげると世界的な平和軍縮への動向が強まって、わが国でも大正11年に軍備縮小が断行されることになりました。この時、軍は8月15日限り各地のドンを一斉に廃止することを決定(2)しました。当時は、まだラジオもなく、正確な時刻を知る方法の少なかった時代でしたので、ドン

廃止は市民に大きなショックを与えたものでした。仙台市では、8月16日から愛宕山・輪王寺・西本願寺別院の寺鐘について時報とする窮余策をとりました。しかし、鐘の音は全市域に徹底しなかったため、軍との交渉を進めて野砲の払下げを受け、12月28日にドンを復活することができました。当初は在郷軍人会西部分会に委託して実施しましたが、大正13年4月1日から仙台市が直営で続行し、昭和4年1月31日限りで廃止されました。その翌日からは、白壁の市庁舎が落成しその時計塔内に設備された電動サイレンに時報が切り換えられたのでした。そのサイレンも、昭和40年11月現庁舎完成の際電光時計に代ってしまいました。

注(1) 寅の門、中の門とも称した。大正9年12月5日解体撤去し、新坂上の師団長官舎正門の用材とした。もと重層の楼門であったが、師団長官舎正門は四脚門として建築された。

注(2) 大正11年8月8日付宮城県内務部長から仙台市長宛『師団司令部所在地ニアリテハ従来陸軍ニ於テ正午ニ号砲ヲ発シ来リ候処兵卒勤務ノ関係上来ル八月十五日頃ヨリ之ヲ廃止セラルル趣ニ有之候条為念此段申進候也』。8月9日付第二師団参謀長から仙台市長宛『今般其筋ヨリ来ル八月十五日以降号砲ヲ廃止セラルル旨通牒有之候ニ付キ承知相成度及通牒候也』

注(3) 大正11年12月27日仙台市告示第119号『正午時報ノ為メ帝国在郷軍人会仙台市西部分会ニ其経費ヲ補助シ十二月二十八日ヨリ第二師団司令部構内ニ於テ号砲ヲ実行ス、大正十一年八月告示第八十七号北山輪王寺外二ヶ所ニ於ケル打鐘ハ号砲実行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス』

注(4) 大正13年3月27日仙台市長から仙台市西部分会長宛『従来貴会ニ委託致居候本市午砲発射ノ儀大正十三年度ヨリ市直接執行ノ事ニ変更相成候間御了知相成度尚ホ本年度間ハ本市吏員ノ之ニ当ルモノニ対シテ通御指導被下度御依頼旁々及通知候也』。「仙台市大正十三年事務報告書並財産表」『午砲ハ前年度ニ於テ帝国在郷軍人会仙台市西部分会ニ委託シテ施行シタルモ本年度ニ於テハ直営トナシ砲手トシテ吏員二名ヲ派遣シテ発射セシム、発射時間ハ中央气象台ヨリ仙台通信局ニ報スル標準時ニ照合シ正確ヲ旨トス』

注(5) 昭和4年1月29日仙台市告示第6号『正午時報ノ為メ二月一日ヨリ当市役所屋上塔屋ニ於テ自動電気時報器ヲ以テ正午時報ヲ実行ス、十二秒前ニ発音セシメ最高音時ヲ正午トス、大正十一年二月二十七日付告示第百十九号第二師団司令部構内ニ於ケル号砲ハ時報器実行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス』。「仙台市昭和四年事務報告書並財産表」『従来第二師団司令部構内号砲場ニ於テ号砲ヲ発射シ正午ヲ時報シ来リタルヲ二月一日ヨリ市役所屋上ニ於テ自動電気時報器ヲ以テ正午時ヲ報ス、庁内基準時計ハ吏員ヲ仙台郵便局ニ派遣シ中央气象台ノ通報ニヨル標準時ト携帯時計トヲ整合シ其ノ規正シタル時計ニ依リ修正ス』。「仙台市昭和六年事務報告書並財産表」『従来第二師団司令部構内号砲場ニ於テ号砲ヲ発射シ、正午ヲ時報シ来リタルヲ昭和四年二月一日ヨリ市役所屋上塔屋ニ於テ自動電気時報器ヲ以テ正

午時ヲ報ス、庁内基準時計ハ仙台郵便局ニ於テ中央气象台ノ通報ニヨリ標準時ト整合セシモ本年六月一日ヨリ仙台放送局ノ正午時報〔NHKラジオ〕ト正合セシムル為中央气象台ヨリ有線ニテ通報ヲ受クル同放送局ノ標準時ト携帯時計トヲ整合シ其規正シタル時計ニヨリ修正ス、尚本年八月一日ヨリ麒麟麦酒株式会社仙台工場ノ依頼ニヨリ標準時ヲ報知ス』

資料 仙台市史（明治41年版）

正午号報ニ関スル書類（仙台市）

正午のドン（「近代東北庶民の記録」下巻（NHK仙台制作グループ）の内）

〔この回答および上記の資料に基づいてNHKが制作したテレビ番組「正午のドン」が、昭和46年3月8日仙台中央放送局から東北管内に向けて放送された〕

71 「重判」とは何か

問 「留守家旧家臣名簿」（樋口正文解説、水沢市立図書館、昭和46年刊）の解説文に、次のような個所があります。その中で「重判」とは何であるかわからないので、お教えてください。

『……以上の部分までは一本立の侍らしい待遇だったのか、そこに断り書がしてあって「是迄名乗重判相用」と記してある。名乗というのは、実名のことである。例を石原八右衛門広信にとれば、広信というのが名乗であり実名なのだ。元服の時にこれを貰う。昔のエチケットとして他人からはこの実名を呼ばれないのだったそうであるが、最も改まった席に於て、或は戦場に於て、桓武天皇九代の後胤から始めて、大音声に呼ばれるのが、実名の名乗なのだ。つまり一騎の武士の資格がないと名乗を許されなかった事が留守藩^{×××}〔水沢留守家。このような称呼は不可〕でも行われたことが判る。名乗の方は判るが「重判」という方の意味がはっきりせぬ。ジュウハンか、カサネハンか、オモバンか、よみ方もハッキリしないが、ともかくハンコ、印鑑の事に違いない。名乗と並べてのものだから、実名と同様に一本立ちの士にのみ許された社会的の資格を表示するものを意味するので、実印⁽²⁾のことと思われる。認印に対する実印で、恐らくオモバンと通称したのではあるまいか。主判のあて字の方が妥当と思うが。因に印形使用の慣習の一般に普及したのは寛永以後の事で、実印認印というのが既に幕末にはあったのである。実印の使用には慎重を期すること、実名におけると同断であったのだ。なお花押（カオウ）をも重判と呼んだようだ。……』

答 権威を裏付け正真を証明する花押の絶対的効力が、次第に低下し、印章が花押に代って行く過渡期にかかると、花押を書いて更にこれに印章を加えること、即ち「重判」が行われるようになりました。「重判」とは如何なるものか「伊達家史叢談」巻之13（伊達邦宗）にも、次のように記さ